

2023年5月24日

各 位

会社名 ソフトバンク株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川潤一  
(コード番号: 9434 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤隆志  
(TEL. 03-6889-2000)

## 定款の一部変更および第1回社債型種類株式の 発行登録に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社(以下「当社」)は、2023年5月24日付の取締役会において、2023年6月20日に開催予定の当社第37回定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に、定款の一部変更(以下「本定款変更」)について付議することおよび第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

### I. 定款の一部変更について

#### 1. 定款変更の目的および理由

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会へ貢献すべく事業を推進してきました。通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開する成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、企業価値の最大化を取り組んでいます。

2023年5月10日には、当社が「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業になる」ことを長期ビジョンとして掲げ、その実現に向けた事業基盤の再構築を目指す3ヵ年の中期経営計画(2023年度から2025年度)を発表しました。

当社は、今後AIを活用した次世代デジタルサービスが日常に溶け込み、人々の生活がより便利で豊かなものになると想っています。一方で、AIの活用にあたっては膨大なデータ処理と電力の需要が発生すると指摘されており、持続可能な社会の実現との両立に向けた課題になると見込まれ、次世代社会インフラにはこれに対応できる構造が求められます。今後当社は、通信・IT技術の高度化に加えて、次世代社会インフラの構築に向け、AIのデータ処理や電力消費などを地理的に分散化・平準化できる「分散型AIデータセンター」、その分散型AIデータセンターを仮想的に一つのシステムであるかのように見なす「超分散コンピューティング基盤(xIPF: cross Integrated PlatForm)」、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスなどの実現や、再生可能エネルギーの開発・調達に中長期的に取り組んでいきます。

2018年12月の上場以降、当社は成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、Zホールディングス㈱(旧ヤフー㈱)の子会社化、そのZホールディングス㈱とLINE㈱の経営統合、キャッシュレス決済サービス「PayPay」の立ち上げなど、非通信領域に事業を拡大・成長させてきました。この間、高水準の株主還元を継続しつつ、これらの成長投資を自己資金と負債性の資金調達により賄ってきた結果、当社の連結総資産は14兆円超に拡大し、連結純有利子負債残高は約4兆円へと増加しました。

今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせて資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいとの考えに至りました。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主(以下「普通株主」)の皆さまの利益を可能な限り損なわざ、自己資本の拡充を実現する調達手法として、以下の特徴を有する「社債型種類株式」が有用な選択肢であり、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものであると考えました。

- ・株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。  
(保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。)
- ・当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・既存の発行可能株式総数(普通株式と社債型種類株式を合計して発行することができる総数)の範囲内の発行であり、この議案により、発行可能株式総数を拡大するものではありません。

今後、社債型種類株式を発行する場合には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)プライム市場への上場申請を予定しています。かかる社債型種類株式は、普通株主の皆さまに与える希薄化等の影響を抑えながら、幅広い投資家の皆様に投資可能な商品とすることを企図しており、本邦における新しい設計の「社債型」種類株式となります。

つきましては、新たな種類株式である第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」)の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行います。

また、当社は本日付で「[社債型種類株式に関するご説明資料](#)」および「[社債型種類株式に関するQ&A](#)」を公表しています。当社ホームページ(URL: <https://www.softbank.jp/corp/news/press/all/>)にも同内容を公表していますので、あわせてご参照ください。

## 2. 定款変更の内容

別紙1「定款変更案」をご参照ください。

## 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月20日(予定)

定款変更の効力発生予定日 2023年6月20日(予定)

## 4. 本社債型種類株式の商品性

### ①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られたあにつきには、普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPSを含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額および優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

### ②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には格付会社(株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所)より、資本性の認定(資金調達額の50%)を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商

品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

(主な特徴)

- ・優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当(注1)、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・当社による取得条項(コール)：発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
- ・借換制限：当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う(注2)
- ・議決権：なし
- ・普通株式への転換権：なし

(注1) 2023年5月24日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定しています。

(注2) ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還(コール)する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。  
そのため、当社は本社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合に、再度本社債型種類株式を発行できるように、本定款変更において第5回までの授権枠を設定しています。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆さんにも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主(以下「社債型種類株主」)は、会社法上、会社法で定める事項および定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をするとできるとされています。本定款変更により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆さんに議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社はあらゆる事態に対応できるように財務戦略の柔軟性を高めることが重要であると考えていることから、機動的な資金調達手段の選択肢を追求することを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

## II. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件および発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られたあにつきには、市場環境にもよるもの、第1回号の発行を2023年度内に最大1,200億円の規模で行うことを想定しており、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会が決定します。また、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいりますが、現時点においては第1回号と同様の商品性や規模を想定しています。

- (1) 募集有価証券の種類 第1回社債型種類株式
- (2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から2年を経過する日まで  
(2023年6月1日～2025年5月31日)
- (3) 発行予定期額 1,200億円を上限とします。
- (4) 募集方法 一般募集
- (5) 調達資金の用途 通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。
- (6) 引受証券会社 野村證券株式会社（注）  
（注）その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。
- (7) その他募集に関する事項 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載のとおりです。

以上

### ご注意：

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。  
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。  
当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出入人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙1

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,010,960,300株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>8,010,960,300株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類 株式総数は次のとおりとする。 <u>普通株式</u> <u>8,010,960,300株</u> <u>第1回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第2回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第3回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第4回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第5回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>普通株式</u> および <u>第1回社債型種類株式</u> ないし <u>第5回社債型種類株式</u> （以下、「社債型種類株式」と総称し、 <u>第1回社債型種類株式</u> ないし <u>第5回社債型種類株式</u> のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）のそれぞれにつき100株とする。
第8条 (省略)	第8条 (現行どおり)
< 新 設 >	<u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u> 第9条 当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主（以下、「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有す

	<p><u>る社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
<p>第<u>9</u>条・第<u>10</u>条 (省略)</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第<u>10</u>条・第<u>11</u>条 (現行どおり)</p>
	<p><u>第3章 社債型種類株式</u></p> <p><u>(社債型種類株式優先配当金)</u></p> <p><u>第12条 当会社は、第45条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、「社債型種類株主」とあわせて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主」とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下、「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</u></p> <p><u>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）</u></p> <p><u>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</u></p>

2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剩余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剩余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剩余金の配当を行う。

3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。

#### (社債型種類株式優先期中配当金)

第13条 当会社は、第45条第2項または第3項に基づき3月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

#### (残余財産の分配)

第14条 当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額をえた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第15条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(金銭を対価とする取得条項)

第16条 当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得すると引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額をえた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

(株式の併合または分割等)

第17条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

- 2 当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- 3 当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 4 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。
- 5 前項の規定に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立つて取締役会の決議により定める方法による。

(優先順位)

- 第18条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 第3章 株主総会

第11条～第16条 (省略)

< 新 設 >

### 第4章 株主総会

第19条～第24条 (現行どおり)

(種類株主総会)

- 第25条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

- 3 第19条第2項、第21条、第22条および第24条の規定は、種類株主総会について準用する。

- 4 第20条の規定は、毎年3月31日から3か月以内に

	<p><u>開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p><u>5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>6 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議または取締役会決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 当会社が消滅会社となる合併または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）</u></p> <p><u>(2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認</u></p>
<u>第4章 取締役および取締役会</u>	<u>第5章 取締役および取締役会</u>
<u>第17条～第26条</u> (省略)	<u>第26条～第35条</u> (現行どおり)
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	<u>第6章 監査役および監査役会</u>
<u>第27条～第34条</u> (省略)	<u>第36条～第43条</u> (現行どおり)
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
<u>第35条～第37条</u> (省略)	<u>第44条～第46条</u> (現行どおり)

別紙2

第1回社債型種類株式発行要項(一部)

1.	募集株式の種類	ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式(以下「第1回社債型種類株式」)
2.	募集株式の数	未定
3.	発行価格(募集価格)及び引受価額	発行価格(募集価格) 未定 引受価額 未定
		「発行価格」とは、第1回社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額をいう。
4.	払込金額	未定
5.	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6.	払込期日	未定
7.	申込株数単位	100株
8.	優先配当金	(1) 優先配当金 当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」)及び普通株式の登録株式質権者(以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に記載する額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。 (2) 第1回社債型種類株式優先配当金の額 1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社と同程度の格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」)を加えた率(※)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とする。但し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とする。

※ 2023年5月24日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定している。

#### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

#### (4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

### 9. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日から期中配当基準日までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社

- 債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。
10. 残余財産の分配
- (1) 残余財産分配金
- 当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払う。
- 1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額
- (2) 非参加条項
- 第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。
11. 優先順位
- 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
12. 議決権
- 第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
13. 種類株主総会
- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができる。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
- (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
- (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

14. 取得条項(会社による金銭対価の取得)

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、当該第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第1回社債型種類株式を取得すると引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下「金銭対価の取得」とあわせて「金銭対価取得」という。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額(以下に定義する。)につき、借換証券(以下に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。但し、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額(以下に定義する。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額)をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格相当額の総額に、各信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額)をいう。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券又は債務をいう。但し、(i)以下のa.ないしc.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資

本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記a.以外のその他の種類の株式

c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

(3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

15. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。